多度津町農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

 多度津町

１　促進計画の区域

　島しょ部を除く多度津町全域とする。

２　促進計画の目標

１．白方地域

(1) 現況

　本地域は、小高い丘陵地や山の一部を形成した傾斜地が多い地域で、果樹栽培が盛んにおこなわれている。こうした農業生産活動が行われることにより、土砂崩壊の防止をはじめとする国土の保全や自然環境の保全、水資源の涵養などの多面的な機能が発揮されるなど、公益的な機能も果たしている。

しかしながら、近年は農業者の高齢化等により農地及び水路、農道等の地域資源の維持が難しくなっていることもあり、地域全体で維持管理していくことが必要となっている。

また、本地域は、香川県知事特認の中山間地域に指定されるなど、平地農業地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。また、農業生産活動については、農業が持つ自然環境保全等の機能や化学肥料及び農薬を低減した農産物に対する町民のニーズ、関心が高まっていることから、堆肥などを活用した土づくりとともに化学肥料や農薬の使用を低減した農業生産方式を普及させることが必要となっている。

(2) 目標

　(1)を踏まえ、本地域では、地域の協働活動などによって支えられている農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、法第３条第３項第１号に掲げる事業（以下「１号事業」という。）により、地域資源の基礎的な保全活動や農村環境の質的向上、施設の長寿命化を図る共同活動等を支援する。併せて、中山間地域等の条件不利地域においては、耕作放棄地の発生を未然に防止し、多面的機能を維持するため、同項第２号に掲げる事業（以下「２号事業」という。）により、農業生産活動の継続的な実施の支援も行う。加えて、地球温暖化の防止や生物多様性の保全に貢献していくため、同項第３号に掲げる事業（以下「３号事業」という。）により、自然環境の保全に資する農業生産活動の実施を支援し、多面的機能の発揮の促進と農村環境の保全を図ることとする。

２．四箇・豊原地域

(1) 現況

　本地域は、水稲や麦類を中心とした複合経営に取組む土地利用型農業がおこなわれている地域である。こうした農業生産活動が行われることにより、土砂崩壊の防止をはじめとする国土の保全や自然環境の保全、水資源の涵養などの多面的な機能が発揮されるなど、公益的な機能も果たしている。

しかしながら、近年、個人農家の兼業化や高齢化が進み、農業及び水路、農道等の地域資源の維持管理が難しくなってきていることもあり、地域全体で維持管理していくことが必要となっている。

また、農業生産活動については、農業が持つ自然環境保全等の機能や化学肥料及び農薬を低減した農産物に対する町民のニーズ、関心が高まっていることから、堆肥などを活用した土づくりとともに化学肥料や農薬の使用を低減した農業生産方式を普及させることが必要となっている。

(2) 目標

　 (1)を踏まえ、本地域では地域の協働活動などによって支えられている農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、１号事業により、地域資源に基礎的な保全活動や農村環境の質的向上、施設の長寿命化を図る共同活動等を支援する。併せて、地球温暖化の防止や生物多様性の保全に貢献していくため、３号事業により自然環境の保全に資する農業生産活動の実施を支援することにより、多面的機能の発揮の促進と農村環境の保全を図ることとする。

　３．多度津地域

　(1) 現況

本地域は、平野部の最下流域にあたり、かつては水稲を中心とした複合経営に取組む土地利用型農業がおこなわれていたが、市街化が進行している地域である。農地は減少しているが、河川へ合流せずにそのまま海へつながる水路が通っており、これらの継続的な管理により水害の防止をはじめとする国土の保全や自然環境の保全、水資源の涵養などの多面的な機能が発揮されるなど、公益的な機能も果たしている。

しかしながら、近年、農業者の高齢化に加え、離農の増加や転用による農地の減少が進み、農業及び水路、農道等の地域資源の維持管理に携わる人口が減少したことにより、地域全体で維持管理していくことが必要となっている。

また、農業生産活動については、農業が持つ自然環境保全等の機能や化学肥料及び農薬を低減した農産物に対する町民のニーズ、関心が高まっていることから、堆肥などを活用した土づくりとともに化学肥料や農薬の使用を低減した農業生産方式を普及させることが必要となっている。

(2) 目標

　 (1)を踏まえ、本地域では地域の協働活動などによって支えられている農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、１号事業により、地域資源に基礎的な保全活動や農村環境の質的向上、施設の長寿命化を図る共同活動等を支援する。

３　法第６条第２項第１号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 実施を推進する区域 | 実施を推進する事業 |
| ① | 白方地域 | １号事業、２号事業及び３号事業 |
| ② | 四箇地域 | １号事業及び３号事業 |
| ③ | 豊原地域 | １号事業及び３号事業 |
| ④ | 多度津地域 | １号事業 |

４　法第６条第２項第１号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

　　設定しない。

５　その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

２号事業に係る対象農用地の基準等については、別紙のとおりとする。

促進計画（別紙）

１．法第３条第３項第２号（中山間地域等直接支払）事業について、次のとおり定める。

（１）対象農用地の基準

　 １） 対象地域及び対象農用地の指定

　交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、１ｈａ以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が１ｈａ未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が１ｈａ以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

　更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

　　　ア　対象地域

　　　　　旧白方村（香川県知事特認基準指定区域）

　　　イ　対象農用地

（ア）傾斜農用地については、田１／１００ 以上、畑、草地及び採草放牧地

８度以上勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合は交付金の対象とする。

（イ）　香川県知事が地域の実態に応じて指定する地域

（２）　対象者

認定農業者に準ずるものとは、例えば、多度津町農業経営基盤強化促進基本構想に定められた経営体と同等と思われる者など地域の実情に合わせて町長が認定する者とする。